



# 広島県報

号 外  
第 5 号

発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

広島県監査委員 坪 川 禮 巳  
同 田 辺 直 史  
同 高 橋 義 則  
同 近 光 章

## 浄化槽設置状況調査に係る措置請求について (勧告)

平成17年10月31日に、広島市西区井口台3-29-3、濱野 修から提出された地方自治法第242条第1項の規定による措置請求に係る監査の結果は、別紙のとおりです。ついては、同法第4項の規定により、次のとおり必要な措置をとるべきことを勧告します。

なお、追加変更契約については、当初契約に業務を追加しなければならない必然性が乏しく、競争性を発揮させるため、別個の契約として入札すべきものであったと認められます。今後、このような追加変更契約を行わないよう留意してください。

### 1 措置すべき事項

本件請求に係る浄化槽設置状況調査業務委託契約について、業務処理方法の変更後の業務処理要領を作成するとともに、当該業務処理要領に基づき再度設計金額を計算し、変更後の業務に見合う委託料により精算するなど適切な措置を講じること。

### 2 措置期限

平成18年3月20日

上記の勧告に係る事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限までに必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知してください。

### (付記)

広島県においては、個人や事業所が設置している浄化槽のうち、年1回の法定水質検査を受けているのは平成15年度で15.8%にとどまり、受検率は中国5県で最も低い状況にあります。県の指導権限が強化される改正浄化槽法が平成18年2月に施行されますが、今回の調査で未確認とされた浄化槽の実態把握に努めて浄化槽台帳の精度を高め、積極的な啓発・指導を行ってください。

本契約と同種の委託契約において、委託業務の内容を変更する必要があるときは、書面による指示や契約変更を行うことを徹底するとともに、適切に業務の執行管理を行ってください。

## 広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

## 監査委員公表

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十二条第四項の規定により、広島市西区井口台三 二九 三、濱野修の請求に係る監査を執行し、広島県知事と勧告したのべ同規定によりその勧告の内容及び監査の結果を公表する。

平成十八年一月二十日

広島県総務企画部 坪 川 禮 巳  
同 田 辺 直 史  
同 高 橋 義 則  
同 近 光 章

広島県 第 61 号  
平成18年1月19日

広島県知事 様

平成18年 1月19日

広島県監査委員 坪 川 禮 巳  
同 田 辺 直 史  
同 高 橋 義 則  
同 近 光 章

第1 監査の請求

1 請求人

広島市西区井口台3-29-3 濱野 修

2 請求書の提出日

平成17年10月31日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求書及び事実証明書並びに補正の書面の内容から、請求の要旨を次のように解した。

(請求の趣旨)

環境生活部環境局一般廃棄物対策室では、平成16年10月～平成17年3月の間で「広島地域事務所等管轄浄化槽設置状況調査」を実施しているが、本調査費約1,800万円の支出は不当である。

環境局長は、具体的総合施策に基づく調査を、再設計・再度実施し、確実な調査データをまず把握し、そして実効ある「生活排水対策」を企画・実施してほしい。今回のように無策・無用の調査に大金を使うようなことは二度としない県政になつてほしい。(請求の理由)

(1) 本調査は、成果を活用する具体的な「生活污水対策」、現状分析による問題点の把握に基づいてたてられる具体的な実施計画を持たないまま、極めて場当たり的に実施されており、調査の目的すら曖昧で、調査の質問内容のわりに額が大きすぎる。

(2) 指名競争入札段階の県の積算資料がなく、予算設定が極めて不明朗で、調査の活動内容と予算設定の関係・根拠が曖昧のまま契約締結が行われている。積算の根拠が無く予算に合わせたと思えない契約の締結は不当である。

(3) 実査期間の妥当性も検証されないまま、業者丸投げで実施されており、成果の信憑性・信頼性が危惧される。委託業務の不十分な成果への支出は公費無駄遣いである。通常このような調査の場合は、実施マニュアルを作成して、スケジュール・予算・内容などを徹底管理する方法をとらなければ正確を期しがたいものである。このマニュアルを県では持たないだけでなく、把握さえしておらず、業者がやった調査結果の記入漏れの有無を確認しただけで、業者に丸投げで実施している。正確な調査結果を得られるかどうかは、戸別訪問調査やアンケート調査等の実査の仕方にかかっているに、そこを県では業者任せにしている。

また、県から私に通知された自己情報不存在通知書では、私家の「浄化槽の調査」を作成・取得していない、更に同通知書の備考欄で「浄化槽設置状況調査業務処理要領中に記載されている「3業務内容」のうち、才(単独処理浄化槽(～S63年度)の戸別訪問調査)、カ(単独処理浄化槽(H元～H9)のアンケート用紙印刷・調査)、ク(無回答のアンケート対象浄化槽の戸別訪問調査)、ケ(戸別訪問調査対象の留守宅調査票回収)の業務に関する情報は、そもそも県では取得していない」としているが、本サンプルはその後フオローシなかつたということを示すもので、調査漏れがこの一軒だけと言いつけるのか、成果の信憑性・信頼性が危惧される。

(4) 本調査は緊急の必要性を持たない事業であるにもかかわらず、財源を厚生労働省の「広島県緊急雇用創出基金事業」に求めているが、雇用創出事業と本調査は相反する性格を持つため、財源判断の時点から安易であつたと考えられる。

本調査は、基本データを集めることであるが、緊急に作るということは、このデータを使った施策を緊急に行うことになるが、環境施策へ具体的に反映した事例がない。

4 請求の要件審査

(1) 措置請求書の内容及び事実を証する書面に不備が認められたため、平成17年11月11日付け広監委第44号及び平成17年11月18日付け広監委第44号により補正を求めた。

(2) 平成17年11月16日及び平成17年12月6日に、請求人から補正の書面が提出された。

5 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年12月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からの証拠の提出及び陳述はなかつた。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求については、次の契約に係る事項を監査の対象事項とした(以下、次の契約を「本件契約」という。)

契約の名称 : 広島県緊急雇用創出基金事業広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査業務委託契約

契約の相手方 : 二神建工株式会社  
契約締結年月日 : 平成16年7月20日

契約金額 : 17,850千円(追加変更契約後の契約金額: 19,550千円)

契約期間 : 平成16年10月1日から平成17年3月25日

2 監査の対象機関等及び関係人

(1) 監査の対象機関等

法第242条第4項の規定により、環境生活部環境局（以下「環境局」という。）を監査の対象機関として、平成17年12月22日に実地監査を実施した。

また、商工労働部から国（厚生労働省）の緊急地域雇用創出特別基金事業及び広島県緊急雇用創出基金事業に関する資料の提出を求めた。

(2) 関係人  
法第199条第8項の規定により、本件契約の受託者である二神建工株式会社を関係人として、平成18年1月12日に調査を実施した。

第3 監査の結果

1 環境局の説明

(1) 環境局一般廃棄物対策室の事務

環境局一般廃棄物対策室においては、浄化槽に関する次のような事務を行っている。

ア 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する指導監督等の総括的な事務

イ 浄化槽整備に係る市町助成の事務

ウ 浄化槽法第57条に規定する指定検査機関である社団法人広島県環境保全センターに対する指導監督の事務

エ その他関係団体に対する指導監督の事務

オ 浄化槽の普及促進の事務

(2) 各地域事務所厚生環境局環境管理課の事務

各地域事務所厚生環境局環境管理課においては、浄化槽に関する次のような事務を行っている。

ア 浄化槽法第5条の規定による浄化槽設置等の届出の受理等、同法第10条の2の規定による浄化槽使用開始の際の報告書の受付及び同法53条の規定による浄化槽管理者等に対する報告徴収、立入検査等の事務

イ 浄化槽法施行細則（昭和60年広島県規則第63号）第2条に規定する浄化槽の廃止の届出の受理

ウ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年広島県条例第14号）第15条及び第17条に規定する浄化槽保守点検業者に対する必要な指示、報告徴収及び立入検査等の事務

エ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年広島県規則第62号）第17条の規定による浄化槽保守点検業務に係る受託状況及び実施状況の報告書の受理

オ 浄化槽事務取扱要領（平成5年4月1日制定）第4条の規定による台帳等の整備

カ 浄化槽の普及啓発の事務

キ 浄化槽台帳について

ク 浄化槽台帳は、浄化槽事務取扱要領第4条の規定により、各地域事務所厚生環境局

に提出された「浄化槽の設置届（建築確認によるものを含む。）」に基づいて、厚生環境局において、整備することとしている。

浄化槽台帳には、設置者の住所・氏名、設置場所、工事業者の登録・届出番号、保守点検業者の登録番号、建築物の名称及び用途、規模（人槽・汚水量）、処理方式、届出又は申請等の受理年月日などの事項を記載することとなっている。

また、浄化槽法施行細則第2条の規定による廃止届が提出された場合、浄化槽台帳を整理することとしている。

(4) 広島県内の浄化槽の設置状況等について

広島県内の平成14年度末現在における浄化槽の設置状況は、次表のとおり、全県で190,083基設置されており、そのうち県管轄分が75.3%に当たる143,073基を占めており、残りの24.7%に当たる47,010基が保健所を設置する広島市、呉市及び福山市で管轄されている。

表 浄化槽の設置状況（平成14年度末現在）

（単位：基）

管 轄 区 分	浄化槽設置基数
西部地区（広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄分）	76,363
東部地域（尾三地域事務所、福山地域事務所及び備北地域事務所管轄分）	66,710
県管轄分	143,073
広島市	25,748
呉市	3,146
福山市	18,116
保健所設置市管轄分	47,010
合 計	190,083

(5) 浄化槽設置状況調査事業について

ア 目的

県が管轄する浄化槽143,073基の中には、浄化槽管理者に法令等により義務付けられている廃止届や、浄化槽管理者変更報告等が行われていないものが立入検査時等に見受けられ、実態が浄化槽台帳に反映されていないことが課題であった。このため、浄化槽の有無や現状などを正確に把握することにより浄化槽台帳の精度の向上を図り、この台帳に基づき浄化槽の適正な維持管理の指導や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ計画的な転換を促進するための施策に活用することなどを目的としていた。

イ 浄化槽設置状況調査事業の実施方法

浄化槽設置状況調査事業は、平成14年度までに県に設置届が提出された浄化槽

(143,073基) すべてを対象として、迅速に実施するため、業務内容別に浄化槽台帳データ入力業務と浄化槽設置状況調査に分けて実施した(資料1)。  
 浄化槽設置状況調査はさらに県内を西部地域と東部地域の2つの地域に分けて実施した。監査の請求があった本件契約は、西部地域を対象とした契約である。

(ア) 浄化槽台帳データ入力業務

浄化槽台帳は、平成9年度以前に設置された浄化槽約12万基分については、手書きにより作成していたが、廃止・変更に伴うデータの追加やデータ検索などの効率化を図るために電子化することとした。

この業務は、手書きにより作成していた浄化槽台帳に記載していた事項を、電子データとして入力するものである。

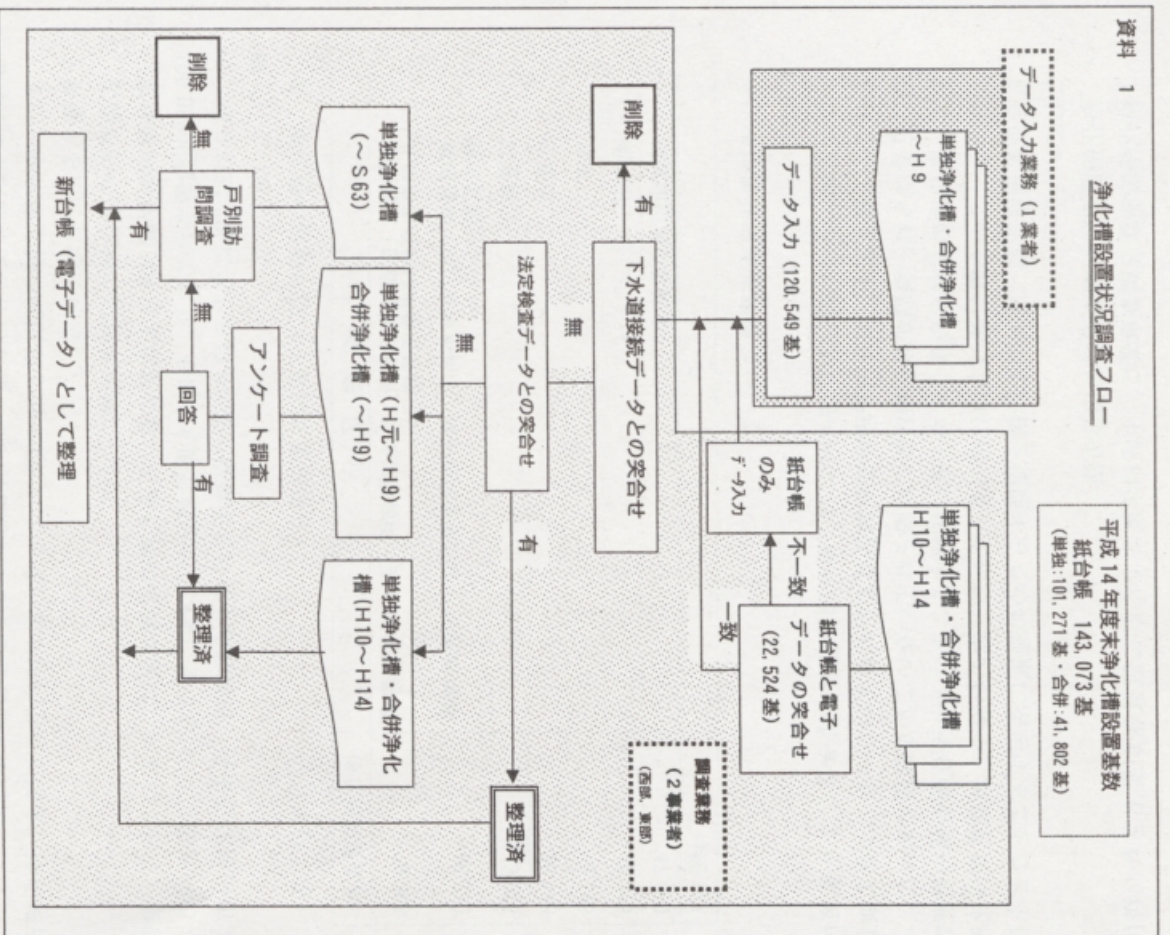
当該業務は、本件契約に先立って平成16年6月29日に、契約期間を平成16年7月1日から平成16年9月30日までとして、別の業者と契約を行った。

(イ) 浄化槽設置状況調査 (本件の調査)

浄化槽設置状況調査は、(ア)の浄化槽台帳データ入力業務で得られた平成9年度以前の浄化槽の電子データと、平成10年度から平成14年度までの間の浄化槽のデータを一体化させたうえで、

- ・下水道接続データとの突合せ
- ・法定検査データとの突合せ
- ・アンケート調査
- ・戸別訪問調査

などを行い、これらにより得られた情報に基づき浄化槽台帳の削除、修正、追加を行いデータを整理することとしていた。



ウ 財源  
 浄化槽設置状況調査は、広島県緊急雇用創出基金を活用した緊急雇用創出基金事業のうち、「中小企業特別委託事業」として実施した。

(ア) 広島県緊急雇用創出基金事業の制度概要  
 平成13年12月、非自発的失業者が増加し、全国の完全失業率が過去最高水準で推移する厳しい雇用失業情勢の中、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、国において、「緊急地域雇用創出特別交付金制度」が創設された。

この制度は、国から都道府県への交付金を都道府県において基金として造成し、これを財源として、地域の実情に応じて、都道府県・市町村等が創意工夫し、企画した緊急に対応すべき事業を実施することで、雇用・就業機会の創出を図ることを目的としていた。また、平成15年度より、中小企業の雇用安定や雇用機会の創出を目的として、一定の要件をすべて満たす企業に対して事業の委託を推進する「中小企業特別委託事業」制度が創設された。

基金を活用した事業は、都道府県・市町村等から民間企業等への委託又は直接実施する方法で実施された。

国の交付金総額（全国）	4,300億円
うち広島県への交付額	94億5千万円
事業実施期間	平成14年1月から平成16年度末まで

(イ) 中小企業特別委託事業の要件

国が定めた中小企業特別委託事業の委託対象企業及び事業実施の要件は概ね次のようなものである。

- a 委託対象企業の要件
  - (a) 常時雇用する労働者の数が50人未満
  - (b) 3年前から直近の事業年度まで2年連続して売上高が減少
  - (c) 直近の事業年度の売上高等生産指標が平成12年度又は3年前と比較して3分の1以上減少又は直近の事業年度の売上高等生産指標が平成12年度又は3年前と比較して5分の1以上減少
- b 事業実施の要件
  - (a) 事業費に占める人件費の割合は5割を超え、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数の割合は、前記a(c)の場合は10分の1以上、前記a(c)の場合は2分の1以上
  - (b) 委託事業の受注期間は、1企業あたり原則6か月未満
  - (c) 委託事業による受注額が、受注企業の事業実施予定期間の前年同期の売上高等生産指標の2分の1を超えないこと

(ウ) 緊急雇用創出基金事業として実施した理由  
 浄化槽設置状況調査については、調査や集計及び入力作業など作業量が多く、人件費の割合が高く、国の緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領及び県が定めた広島県緊急雇用創出基金事業補助金交付要綱に定める要件を満たしていたこと  
 浄化槽の設置状況を調査し、精度の向上を図ることは国の推奨事業例とされ、事業の趣旨にも適合すること  
 を理由として、緊急雇用創出基金事業として実施したものである。

(6) 契約締結から支払までの手続

ア 契約審査会

平成16年5月24日に、環境局の契約審査会（以下「契約審査会」という。）において、契約の実施方法（浄化槽台帳データベース入力業務と県内を西部地域と東部地域の2地域に分けて浄化槽設置状況調査を実施すること。）、契約内容（仕様書「委託業務内容」）、契約方法（公募の方法など）等を審査し、公募型指名競争入札により実施することを承認した（以下、本件契約のうち平成16年5月24日に契約審査会において審査された業務に係る契約を「当初契約」という。）。

浄化槽設置状況調査は、広島県緊急雇用創出基金を活用した事業のうち「中小企業特別委託事業」として実施するため、委託対象企業は前記(5)ウ(イ)の要件に該当する必要があるが、これらの要件を満たした業者は、土木建築部などで作成されている「入札参加資格者名簿」などからは選定できず、また、雇用の創出という面から広く公募するため、公募型指名競争入札とした。

イ 入札参加者の公募

契約審査会において公募型指名競争入札の方法によることの承認を受けたので、一般廃棄物対策室長の決裁により、平成16年5月26日から6月4日までの10日間、入札参加希望者を公募する公告（以下「公告」という。）を県庁の掲示板に掲示するとともに、県のホームページに掲載し、また、雇用対策室などから提供を受けた企業情報に基づいて個別に連絡するなどにより入札参加希望者を公募した。

公告には、事業概要、入札参加者資格、事業実施の要件、仕様書に対する質問及び回答の方法、入札参加希望書等の受付及びその他の契約内容を記載した。

事業概要として、資料2「広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査仕様書」（以下「仕様書」という。）を添付した。

ウ 入札参加者の指名

平成16年6月14日に、本件契約の入札参加者の公募に対して入札参加希望書を提出した4業者について、契約審査会で指名することを承認した。

平成16年6月15日付けで、契約審査会で承認を受けた4業者を、一般廃棄物対策室長が入札参加者として指名するとともに、入札日時を「平成16年6月25日13時から」に指定して、4業者に通知した。

資料 2

広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査  
東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査仕様書

- 1 業務名  
広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査
- 2 業務実施期間(予定)  
平成16年10月1日から平成15年3月25日<sup>但</sup>まで(約6か月間)
- 3 調査対象基数 76,400件
- 4 業務の内容  
広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄分

内 容	件 数
H10～H14年度の紙台帳と電子データの突合せ	10,300件
不一致(有無)データの紙台帳入力	1割程度
下水道接続データとの突合せ	86,165件
法定検査データとの突合せ	13,509件
単独処理浄化槽(～S63年度)の戸別訪問調査	38,002件
単独処理浄化槽(H元～H9)のアソケート用紙印刷・調査	15,977件
合併処理浄化槽(～H9)のアソケート用紙印刷・調査	12,077件
無回答のアソケート対象浄化槽の戸別訪問調査	1割程度
戸別訪問調査対象の留守宅調査票回収	1割程度
設置者への維持管理啓発資料の印刷・配布(郵送・訪問)	66,100件
調査結果による削除、修正、追加等データ整理	1割程度
整理済全データの当該地域事務所パソコンへの取り込み	整理済データ

5 成果品

- (1) 事業実施報告書(広島県緊急雇用創出基金事業で求める報告書を含む)
- (2) 各地域事務所ごとに整理済データが格納されたCD-ROM又は光磁気ディスク(MO)
- (3) 市町村ごとに打ち出した浄化槽設置台帳

6 新規雇用

- (1) 受託事業の実施に当たっては、期間中新たに失業者を雇用し、業務に当たらせること。
- (2) 当該新規雇用の人数は、平成12年度又は3年前と比較して、直近の事業年度の売上げ高増生産指標が、3分の1以上減少している事業者にあつては、事業に従事する労働者の1/10以上、同売上げ高増生産指標が5分の1以上減少している事業者にあつては、事業に従事する労働者の1/2以上とすること。

7 その他

この事業は、広島県緊急雇用創出基金事業の中小企業特別委託事業であることから、法令、国の会計・財務のほか当該事業に関する規定等を守りて事業を実施すること。

注) 契約事務等の経緯からは、「平成17年3月25日」の原記と考えられるが、監査委員へ提出された資料、入札参加希望者の募集の公告の起案及び他の起案に添付された資料にはすべて、標記のとおりに記載してあるため、そのまま記載した。

エ 契約内容等の決定

平成17年6月23日に、廃棄物対策総室長が、契約内容、入札方法、設計金額、予定価格の決定方法及び検査職員など契約の締結に必要な事項を定めた。

(ア) 契約内容

業務内容については、資料3のとおり、広島県緊急雇用創出基金事業広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査業務処理要領(以下「業務処理要領」という。)によることとした。

また、契約書第2条において、委託業務の処理方法は業務処理要領によることを定めた。

業務処理要領3(3)業務の内容については、調査の進行に応じて実際の業務件数(基数)等の変動が予想されるとともに、基本的な内容は仕様書に基づくこととなることから、具体的な件数(基数)等の記述は省略した。

資料 3

広島県緊急雇用創出基金事業広島地域事務所、呉地域事務所、  
芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査  
業務処理要領(抜粋)

3 業務内容

(1) 広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査  
(2) 調査対象基数 76,400件

(3) 業務の内容

- ア H10～H14年度の紙台帳と電子データの突合せ
- イ 不一致(有無)データの紙台帳入力
- ウ 下水道接続データとの突合せ
- エ 法定検査データとの突合せ
- オ 単独処理浄化槽(～S63年度)の戸別訪問調査
- カ 単独処理浄化槽(H元～H9)のアンケータ用紙印刷・調査
- キ 合併処理浄化槽(～H9)のアンケータ用紙印刷・調査
- ク 無回答のアンケータ対象浄化槽の戸別訪問調査
- ケ 戸別訪問調査対象の留守宅調査票回収
- コ 設置者への維持管理啓発資料の印刷・配布(郵送・訪問)
- サ 調査結果による削除、修正、追加等データ整理
- シ 整理済全データの当該地域事務所パソコンへの取り込み

(4) 業務処理責任者の選任  
契約書第8条に定める業務処理責任者の選任届については、別記様式第1号のとおりとし、変更届については、別記様式第2号のとおりとする。

(5) 成果品

- ア 委託事業完了報告書(別記様式第3号)
- イ 各地域事務所ごとに整理済データが格納されたCD-ROM又は光磁気ディスク(MO)
- ウ 市町村ごとに打ち出した浄化槽設置台帳

(イ) 入札方法  
契約審査会で審査された4業者による指名競争入札とした。

(ウ) 支払の特例  
本件契約は、広島県緊急雇用創出基金事業のうち中小企業特別委託事業によって実施しており、売上高等生産指標が減少している中小企業を対象とし、業務の実施に当たって労働者を新規に雇用する必要があるため、受託者が、委託業務を円滑に実施できるように配慮し、人件費相当額の経費2分の1を限度に概算払いを行うこととした。

(エ) 設計金額の積算方法  
設計金額の積算に当たっては、公告した仕様書の業務の内容と調査対象件数を基に積算を行った。

物品の積算単価は、広島県予算単価表や用品指定品目表に記載された物品や類似物品の単価を用い、単価が不明であった「返信用個人情報保護シール」については、文具業者3者から聴取りによって単価を設定した。

賃金の日当単価については、緊急雇用対策事業の取扱いにおいて原則10,000円としており、新規雇用者でない正社員も当該事業の対象者であることから、この限度額に社会保険料の事業主負担金及び通勤経費の相当額を含めて人件費の日当単価を12,000円とした。

戸別訪問調査に当たっては、複数の浄化槽を同一の者が管理しているケースがあり、また、電子化を行ったデータを活用して地区ごとに並び替えて合理的な調査計画を作成することにより、効率的な調査が可能であると考へ、1人1日60基の戸別訪問調査を行うこととして積算を行った。

(オ) 検査職員  
法第234条の2に規定する完了の検査を行う職員として、一般廃棄物対策室主任主査を検査職員に指名した。

(カ) 予定価格  
平成16年6月23日に、広島県決裁規程（昭和38年広島県訓令第32号）第8条に基づき廃棄物対策総室長が、予定価格を設定し、予定価格調書に記入してこれを封印した。

オ 入札  
平成16年6月25日に、入札参加者3名で入札を実施した。指名業者4業者のうち1業者からは入札辞退書が提出された。

入札を3回行い、3回目の入札では、入札者が1となったため、入札を無効とし、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）による改正前の地方自治法施行令（以下「改正前の法施行令」という。）第167条の2第1項第6号

の規定により、最低入札者と随意契約の交渉を行うこととした。

力 契約締結  
最低入札者であった二神建工株式会社と交渉を行い、平成16年7月20日付けで、廃棄物対策総室長の決裁により、契約金額17,850千円で、同社と当初契約を締結し、当初契約に係る契約書を取り交わした。

キ 業務処理責任者  
平成16年7月22日に、契約書第8条の規定に基づいて、二神建工株式会社から業務処理責任者の選任届が提出された。

ク 平成16年10月1日の本件契約の業務開始時期に合わせて、他の業者がデータ入力した平成9年度以前の浄化槽データ、平成10年度から平成14年度までの電子化されたデータや手書きにより作成された浄化槽台帳及び市町から提供された下水道接続データなどを提供した。

ケ 業務処理方法の変更協議  
その後、二神建工株式会社から、浄化槽台帳の中身を確認したところ、戸別訪問調査を予定している昭和時代のものには、所在地情報がないものや不明確なものなど、訪問調査が不可能なものが多くあり、更に、浄化槽設置者や浄化槽管理者が変わっていると思われるものも多くあることから、電話帳ソフトを利用した電話聞き取り調査が効率的であり、これを導入したい旨の申入れがあった。

業務期間内により多くのデータ確認を行うためには、電話調査も検討が必要と判断し、県としてもデータ等の確認を行い、浄化槽台帳のデータにも不備が見受けられたことから、調査の確実な実施、業務の効率化などの観点から、電話調査もやむを得ないと判断し、口頭により了承した。

なお、平成17年1月19日に県のホームページに掲載した「浄化槽設置状況調査のお知らせ」においては、調査方法として「電話等による設置状況確認調査」も行うことを明記している。

コ 概算払  
平成16年10月7日に、契約書第14条の規定に基づき、二神建工株式会社から概算払の請求書が提出されたので、10月20日に6,600千円を支払った。

ク 追加変更契約  
平成16年12月22日付けで、当初契約に業務を追加するため、変更契約を締結した（以下「追加変更契約」という。）。

(ア) 追加変更契約の内容  
追加した業務の内容及び成果品は、資料4「広島県緊急雇用創出基金事業広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査浄化槽維持管理促進啓発資料作成仕様書」（以下「追加変更仕様書」



という。)に定めた「2 業務の内容」及び「3 成果品」のとおりである。

(イ) 追加変更契約の理由

浄化槽設置状況調査を実施するに当たって、調査に対するクレーム等が多発し、浄化槽管理者としての保守点検、法定検査等の義務についての理解が不十分であることがわかった。このため、保守点検結果報告書(浄化槽保守点検業者から各地域事務所へ提出されている浄化槽保守点検業務受託状況報告書及び実施状況報告書)の整理、分析を行い、維持管理の必要性を取りまとめるとともに、ホームページやリーフレットによる啓発を行うこととした。

二神建工株式会社を相手方として追加変更契約を締結したのは、保守点検業務に関して利害関係がないこと、クレーム等の内容に詳しく啓発資料に必要となる事項の認識が深いこと、啓発資料に必要な写真撮影などを浄化槽設置状況調査に併せて行うことができることによる。

(ウ) 追加変更に係る設計金額

追加変更契約に係る設計金額は、追加変更仕様書の業務の内容に従って積算を行った。

その上で、土木工事標準積算基準書に従い、

(当初契約額/当初設計金額) × (当初設計金額 + 追加設計金額) × 1.05

によって求められた額を、追加変更後の契約締結金額の上限額として設定した。

資料 4

広島県緊急雇用創出基金事業広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査  
浄化槽維持管理促進啓発資料作成仕様書

1 業務概要

浄化槽設置状況調査終了後、浄化槽の維持管理促進を図るため、浄化槽設置状況調査時に清掃等維持管理が行われている浄化槽や未管理浄化槽の状況を把握するとともに、保守点検結果報告の分析状況を含めたホームページ、リーフレット原稿等を作成する。

2 業務の内容

(1) 清掃等維持管理が行われている浄化槽と未管理浄化槽の内部の撮影、同浄化槽の水質状況の収集、画像処理

(2) 保守点検結果報告書の整理、分析

(3) 上記(1)、(2)によるホームページ作成(県)

(4) リーフレット原稿作成(4枚)

(5) リーフレット印刷(2,000部、A4版4面、カラー)

3 成果品

(1) 県ホームページ作成

(2) 県、各地域事務所及び各市町村への啓発資料配布用 CD-ROM 又は MO

(3) 啓発用リーフレット 2,000部

(4) 保守点検結果報告書の分析結果報告書

4 その他

この事業は、広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び東広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査業務契約の変更契約となるため、広島県緊急雇用創出基金事業の中小企業特別委託事業関係する規定等を守って事業を実施すること。

(四) 追加変更契約の手続

平成16年12月7日に、当初契約を変更するため、県から二神建工株式会社に対して、追加変更仕様書を示して、雇用・就業機会創出計画の見直し及び変更業務経費見積書の提出を求めた。

平成16年12月13日に二神建工株式会社から提出された見積金額と当初契約の契約金額の合計額が、追加変更後の契約締結金額の上限額を下回っていたので、平成16年12月22日付けで、追加変更後の契約金額を19,550千円とする追加変更契約を締結し、追加変更契約に係る契約書を取り交わした。

シ 実績報告及び完了検査

平成17年3月31日に、二神建工株式会社から、契約書第12条に基づいて、追加変更契約に係るものも含まれた完了報告書、経費内訳書、雇用・就業の実績報告書及び成果品が提出された。

同日、検査職員である一般廃棄物対策室主任主査が完了検査を行い、検査調査を作成し、一般廃棄物対策室長がこれを確認した。

本件契約においては、契約関係書類において、戸別訪問調査等の業務内容の実施件数等を把握するための報告やその様式等を定めていなかったが、

① 業務完了報告時の調査件数等の報告や納品データの点検等により、県が了承・指示した方法による業務内容の履行が確認できたこと。

② 業務完了報告において、契約額に相当する経費が計上されていたこと。などから、額の確定が可能と判断した。

ス 額の確定及び支払

平成17年4月11日付けで、二神建工株式会社より、追加変更契約後の契約金額19,550千円から概算払を行った6,600千円を控除した12,950千円の請求書が提出された。

平成17年4月20日に、一般廃棄物対策室長が、本件契約の委託料の額を契約金額と同額である19,550千円に確定して、二神建工株式会社に通知し、平成17年5月10日に12,950千円を支払った。

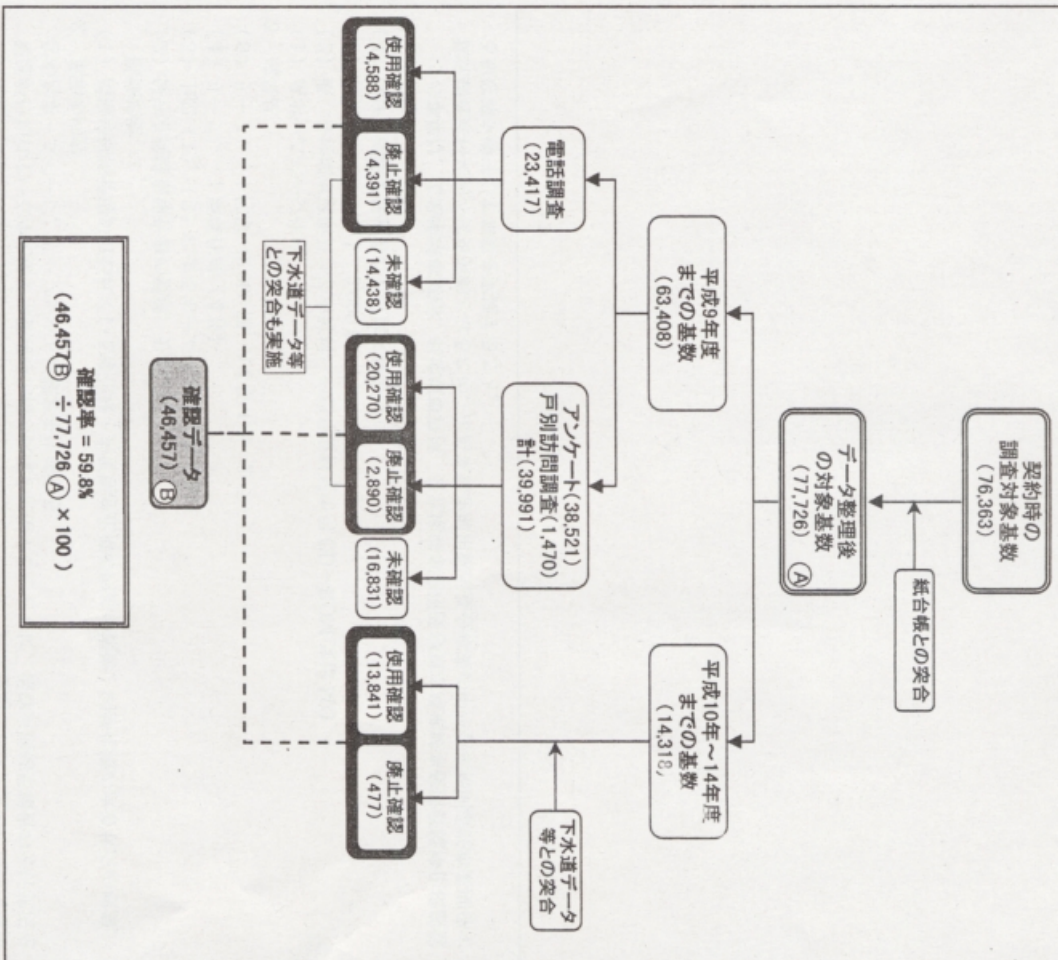
(七) 調査結果

ア 調査結果の概要

委託先から調査件数等の報告を求めて、納品されたデータ件数等の点検等を行って確認した結果概要は、資料5「広島西部地区浄化槽設置状況調査結果概要」(以下「結果概要」という。)のとおりである。

資料 5

広島西部地区浄化槽設置状況調査結果概要



本件契約に基づき、浄化槽の確認状況は次のようになっている。

調査対象 浄化槽基数 (A)=①+②	使用確認又は 廃止確認を 行った基数③	未確認基数 ④	確認率 (③/①)
77,126基	46,457基	31,269基	59.8%

イ 未確認の理由

未確認となったものは、次のような理由により確認できなかった旨、二神建工株式会社から報告を受けている。

- (ア) 調査において浄化槽管理者の協力が得られなかった。
- (イ) 浄化槽台帳上の管理者の住所が不明で、調査票が未配達となった。
- (ウ) 会社名等の変更や移転・消滅により、調査票が未配達となった。
- (エ) 浄化槽管理者が転居により、調査票が未配達となった。

ウ 本件契約実施による調査票及びアンケート等の所在業務処理要領3③に定める戸別訪問を実施した調査票や回収したアンケートは、本件契約においては、県へ納品することを求めている。

本件契約に係る業務が終了し、保有する必要がなくなった調査票やアンケートの個人情報については、業務完了報告時の指示により、二神建工株式会社において、廃棄処分されていることを確認している。このため、調査票から戸別訪問のうち回答を拒否された件数やアンケートで浄化槽が確認できた件数を確認することはできない。

2 関係人の説明

本件契約の受託者である二神建工株式会社を関係人として行った調査においては、次のような説明があった。

(1) 業務処理責任者

当初契約の締結後、契約書第8条の業務処理責任者を定め、平成17年7月22日に「浄化槽設置状況調査業務処理責任者選任届」を県に提出した。業務処理責任者は、本件契約の業務実施に当たって、事業計画の策定並びに執行管理、作業所にかかる諸規程の作成、作業要員の確保、関係官庁への各種届出等に関すること、各作業員への仕事の指示・割付、データの点検、保守点検結果報告の分析などの業務を行った。また、県との連絡協議の責任者であった。

本件契約に係る契約手続や受託業務の執行のための県に対する相談や申入れなどは、環境局一般廃棄物対策室の職員を相手方として行った。

(2) 当初契約に係る県からの指示

当初契約に係る調査内容・件数について、県から示されたものとしては、平成16年6月25日の入札に係る仕様書の業務内容で、

単独処理浄化槽（～S63年度）の戸別訪問調査 38,002件  
 単独処理浄化槽（H元～H9）のアンケート調査 15,977件  
 合併処理浄化槽（～H9）のアンケート調査 12,077件  
 無回答のアンケート対象浄化槽の戸別訪問調査 1割程度  
 となっていた。なお、仕様書以外には、県から具体的な件数を指示されたことはなかった。

(3) 調査の実施状況

ア 調査内容及び調査件数

本件契約に係る実際の調査内容及び調査件数は、  
 合併・単独処理浄化槽のアンケート調査 38,521件  
 合併・単独処理浄化槽の戸別訪問調査 1,470件  
 合併・単独処理浄化槽の電話調査 23,417件  
 の合計63,408件となっている。戸別訪問調査の件数が大幅に減少しているのは、県と協議して電話調査に切り替えたためである。

イ 電話調査への変更理由

電話調査に切り替えたのは、平成9年度末までの入力データを県から入手し、データを加工・点検する過程で、昭和63年度以前の設置場所は、地名表示のないものや旧地番のものが多く、地図検索しても所在地がわからないものが多い。住宅メーカーの名義のものが多くあるが、戸別訪問しても実際の所有者・管理者とは違うことが予想される。また、既に当該会社が消滅しているものが多数ある。

台帳に誤字・脱字が多く、戸別訪問し難い。といった問題があり、特に戸別訪問は難しいことが判明したため、調査目的を逸脱しない範囲での調査変更を県に申し入れ、「電話調査」に変えても良いとの回答を口頭で得たので、電話調査に切り替えた。

ウ 調査方法の振分け方法

アンケート調査、戸別訪問調査、電話調査の調査方法の振分けは、アンケート調査を行うよう仕様書で示されていたものは、アンケート調査を行うことを基本とし、具体的に戸別訪問が可能なのは戸別訪問調査に、それ以外については電話調査とした。

(4) 業務処理責任者から調査従事者への指示等の状況

本件契約の業務に従事した者に対しては、  
 浄化槽についての基本知識の説明  
 地域事務所ごとの管轄区域（市町村名）の説明

電話アンケート調査又ニユアールの説明  
その他、各担当者の分担作業ごとに作業内容、留意事項等について説明、指示を行った。

(5) 調査の実施期間等  
本件契約に係る調査は、

アンケート調査	調査票発送	平成17年1月14日から平成17年2月10日まで
電話調査	調査期間	平成17年1月17日から平成17年3月16日まで
戸別訪問調査	調査期間	平成16年12月2日から平成17年3月16日まで

の間に実施した。

(6) 本件契約実施による調査票及びアンケート等の所在  
アンケート調査や戸別訪問調査、電話調査の実施により受領又は作成した調査票等については、成果品の納入後、県から「個人情報情報の溶解・焼却処分について」口頭で指示があり、調査後6か月間の厳重保管後、平成17年9月30日に処分した。

3 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料、監査の対象機関から提出された監査資料及び関係人調査から確認された事実関係等は、次のとおりである。

(1) 二神建工株式会社の入札参加資格

二神建工株式会社の指名競争入札の参加要件については、平成16年6月14日に契約審査会で行われた本件契約に係る指名業者の選定審査において、二神建工株式会社から環境局に提出された入札参加希望書及び添付書類により、従業員数、平成12年度以降の売上高などが調査され、中小企業特別委託事業の要件に該当することが確認されていた。

(2) 設計金額の積算

平成16年6月23日に決定された設計金額は、公告の際の仕様書に定められた業務内容及び件数に基づいて積算されていた。  
戸別訪問調査については、単独処理浄化槽（〜S63年度）の戸別訪問調査が38,002件、無回答のアンケート対象浄化槽の戸別訪問調査の2,800件の合計40,802件が設計金額の積算根拠となっていた。

また、戸別訪問調査については、1人1日60基の戸別訪問調査を行うこととして積算されていた。

(3) 入札手続

平成16年6月25日に実施した入札において、3回目に行った入札で入札が1となった段階で、入札を無効とし、最低入札者と随意契約の交渉を行っている。

これは、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条第9号及び公告に定められた「再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。」に該当したた

め入札を無効とし、改正前の法施行令第167条の2第1項第6号に規定する「競争入札に付し入札者がないとき」に該当することから、同項の規定に基づき随意契約を行っている。

また、随意契約の交渉を行う際の予定価格その他の契約条件は、入札の際の予定価格その他の契約条件から、変更されたものはなかった。

(4) 監督

本件契約の履行を監督する環境局の監督員は特には指定されていなかったが、一般廃棄物対策室の担当職員が窓口となって、上司と相談しながら二神建工株式会社へ指示等を行っていた。

これらの指示は、アンケートの調査様式、県からの浄化槽設置状況調査に対する協力をお願い、浄化槽設置状況調査員証の様式など、書面を交付して行われているものもあったが、多くは口頭で行われ、記録等も残されていなかった。

(5) 業務処理方法の変更

平成16年10月ごろから二神建工株式会社より環境局に対して、戸別訪問調査の多くを電話調査に変更したい旨の協議があり、これを了承・指示したものの説明があつたが、その協議内容を明らかにした書面は、確認できなかった。  
また、業務処理方法の変更に伴う設計金額の変更積算も行われておらず、変更契約書も作成されていなかった。

(6) 実績報告

平成17年3月31日に、契約書第12条に基づいて完了報告書、経費内訳書、雇用・就業の実績報告書及び成果品が提出されている。

これらの契約書に基づく実績報告では、「戸別訪問調査」、「アンケート調査」や「電話調査」等がどれだけ行われたかは、確認できないが、環境局が二神建工株式会社から求めた結果概要には、「電話調査」及び「アンケート調査及び戸別訪問調査」を行った浄化槽基数とその調査方法ごとに「使用確認された浄化槽基数」、「廃止確認された浄化槽基数」及び「未確認である浄化槽基数」が記載されている。

(7) 浄化槽台帳

C D - ROMにより成果品として納品された浄化槽台帳には、個別の浄化槽ごとに、「使用確認」「廃止確認」「未確認」の区分は可能であるが、個々の浄化槽が浄化槽設置状況調査において「電話調査」によって確認されたのか、「アンケート」によって確認されたのか又は「戸別訪問調査」によって確認されたのかは特定できない。

(8) 完了検査

完了検査は、法第234条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項の規定により、契約の相手方の給付（業務）の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、仕様書及びその他

の関係書類に基づき行わなければならないとされている。

本件契約においては、当初契約の業務処理方法の変更に伴う変更指示や変更の契約が書面で残されておらず、口頭で指示したとされる業務処理方法の変更どおり調査が行われたかどうかを書面では確認できない。

なお、環境局は、結果概要、納入データの点検、実績報告書の経費明細書等によって確認できたとしている。

4 判断

以上のような監査の対象機関である環境局及び関係人である二神建工株式会社の説明並びに事実関係等の確認に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 調査業務の妥当性について

浄化槽を適切に管理し、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることは、生活環境の保全や公衆衛生の向上に不可欠である。このためには、浄化槽の有無や現状などを正確に把握することにより、浄化槽台帳の精度の向上を図り、この浄化槽台帳に基づき、浄化槽の適正な維持管理の指導や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ計画的な転換を促進するための施策を推進する必要がある。

県が管理する浄化槽においては、浄化槽管理者に法令等により義務付けられている廃止届や浄化槽管理者変更報告等が行われていないものが立入検査時等に見受けられ、実態が浄化槽台帳に反映されていないという課題があった。

これらを考慮すると、本件契約に係る浄化槽設置状況調査は、県の浄化槽に関する事務を行う上で必要な調査であったと考えられることから、調査を行うことについて、違法・不当であるとは認められない。

(2) 緊急雇用創出基金事業適用の妥当性について

本件契約については、

調査や集計、入力作業など作業量が多く、人件費の割合が高く、国の緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領及び県が定めた広島県緊急雇用創出基金事業補助金交付要綱に定める要件を満たしていたこと。

浄化槽の設置状況を調査し、精度の向上を図ることは、基金事業適用の国の推奨事業例ともされ、事業の趣旨にも適合すること。

を理由として、広島県緊急雇用創出基金を活用した事業のうち、中小企業特別委託事業として実施している。

本件契約の業務内容を見ると、データの突合せや入力、各種調査など、作業を行うための人員が必要な業務内容と考えられ、また、本件契約は、中小企業特別委託事業の要件に該当していることから、広島県緊急雇用創出基金事業として実施していることについて、違法・不当であるとは認められない。

(3) 当初契約の妥当性について

当初契約においては、仕様書に基づき設計金額を積算しており、また、契約方法や契約内容の決定、指名業者の決定・通知、検査職員の指名、予定価格の決定、入札事務など、当初契約の締結に当たった手順は適正に行われている。

(4) 追加変更契約の妥当性について

本件契約については、平成16年12月22日付けで、変更契約を締結しているが、この変更契約においては、当初契約に、業務の内容として、清掃等維持管理が行われている浄化槽と未管理浄化槽の内部の撮影、同浄化槽の水質状況の収集、画像処理、保守点検結果報告書の整理、分析、維持管理啓発ホームページ作成、リーフレット原稿作成、印刷(2,000部、A4版4面、カラー)を、成果品として、県ホームページ原稿、県、各地域事務所及び各市町村への啓発資料配布用CD-ROM又は光磁気ディスク(MO)、啓発用リーフレット2,000部、保守点検結果報告書の分析結果報告書、を追加している。

これらの追加した業務については、浄化槽設置状況調査を行うに当たって、調査に対するクレーム等が多発し、浄化槽管理者としての保守点検、法定検査等の義務についての理解が不十分であることがわかったため、保守点検結果報告の分析を行い、維持管理の必要性を取りまとめることともに、ホームページやリーフレットによる啓発を行うことを目的としており、業務を実施する必要性は認められる。

しかしながら、当初の契約に業務を追加する変更契約は、追加する業務が当初の契約の業務に付随する業務であるなど、当初の業務と直接関連する業務であることが必要と解される。本件追加変更契約については、当初契約の業務の内容は、データの突合せや入力、アンケート調査等の調査であり、追加した業務が当初の業務と直接関連する業務であるとは認めがたく、当初契約に業務を追加して変更契約を行ったことについて、違法・不当であるとまではいえないものの、適正を欠くものと考えられる。本来、この追加した業務については、別途競争入札をすべきものであったと考えられる。

(5) 業務処理方法の変更と額の確定の妥当性について

ア 契約書第2条(委託業務の処理方法)において、「乙(受託者)は、別紙広島県緊急雇用創出基金事業広島地域事務所、呉地域事務所、芸北地域事務所及び広島地域事務所管轄浄化槽設置状況調査業務処理要領(以下「要領」という。)に基づき、委託業務を処理しなければならない。」としている。

この業務処理要領では、調査対象基数を76,400件とし、戸別訪問調査やアンケート調査など業務の内容を示しているが、業務の内容項目ごとの件数までは示していない。しかし、公告の際の仕様書では調査対象基数76,400件とし、業務の内容項目ごとの件数を示している。

業務処理要領と仕様書の業務の内容は同一であること、また環境局及び受託者で

ある関係人の説明からも、戸別訪問調査やアンケート調査は、契約当初は仕様書で示した業務の内容項目ごとの件数が実施されることを予定していたものと認められる。

イ 調査結果の概要を概観すると、平成9年度までの基数63,408基のうち戸別訪問調査は1,470基で、仕様書において予定していた約40,800基（昭和63年までの単独処理浄化槽38,002基並びに平成元年から平成9年までの単独処理浄化槽及び平成9年までの合併処理浄化槽の1割にあたる2,800基の合計基数）を大幅に下回っている。また、使用・廃止の確認率は59.8%、未確認基数は31,269基に上っている。

環境局が受託者に渡した浄化槽台帳には、住所欄の記載不備や浄化槽管理者の転居等による異動の未整備などのデータが多数存在し、受託者が調査に着手後から当初計画どおりの調査が困難を極め、環境局と受託者との協議により調査方法の大幅な変更を余儀なくされたものと考えられる。

ウ この種の調査においては、所在不明、協力拒否等、調査の困難性は十分予想され、事前に浄化槽台帳のサンプリング調査を行い、実施率に余裕を持たせることは不可欠であり、当初計画の調査方法に問題があったといわざるを得ない。

エ 契約書第9条第1項では、「甲（県）は、必要があると認めるときは、書面をもって乙（受託者）に通知し、委託業務の内容を変更することができる。」とし、同条第2項で、「乙（受託者）は、この契約の内容に変更がある場合は、直ちに甲（県）に届け出て、甲（県）の指示に従うものとする。」としている。

オ 環境局は、契約の履行確認において、口頭で変更を指示した業務内容どおりに履行されているとして本件契約の委託料の額を確定しているが、後日、紛議が生じないよう、環境局と受託者が業務処理方法の変更に合意した段階で契約書第9条の業務内容の変更を書面で指示するとともに、業務処理要領を変更する契約を締結すべきであったものと認められる。

また、戸別訪問調査は、設計金額の積算において、多額の人件費を算定しているが、戸別訪問調査を行う人役と電話調査等を行う人役とでは、相当の差異があると考えられることや、環境局が受託者に渡した浄化槽台帳のデータに多数の不備があり、当初の仕様書では予定していなかった業務が発生していると考えられることから、業務処理方法の変更に伴い設計金額の見直しを行い、当初契約の契約金額に変更が生ずる場合には、受託者と協議をし、所要の変更をする必要があるものと認められる。

これらを怠って本件契約の委託料の額を確定したことは妥当性を欠くものといわざるを得ない。

第4

勧告

本件請求に対する監査委員の判断は第3の4において述べたところであり、下記のと

おり知事に勧告する。

なお、追加変更契約については、当初契約に業務を追加しなければならない必然性が乏しく、競争性を発揮させるため、別個の契約として入札すべきものであったと認められる。今後、このような追加変更契約を行わないよう留意されたい。

記

1 措置すべき事項

本件請求に係る本件契約について、業務処理方法の変更後の業務処理要領を作成するとともに、当該業務処理要領に基づき再度設計金額を計算し、変更後の業務に見合う委託料により精算するなど適切な措置を講じること。

2 措置期限

平成18年3月20日

上記の勧告に係る事項について、法第242条第9項の規定により、期限までに必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知されたい。

(付記)

広島県においては、個人や事業所が設置している浄化槽のうち、年1回の法定水質検査を受けているのは平成15年度で15.8%にとどまり、受検率は中国5県で最も低い状況にある。県の指導権限が強化される改正浄化槽法が平成18年2月に施行されるが、今回の調査で未確認とされた浄化槽の実態把握に努めて浄化槽台帳の精度を高め、積極的な啓発・指導を行われたい。

本契約と同種の委託契約において、委託業務の内容を変更する必要があるときは、書面による指示や契約変更を行うことを徹底するとともに、適切に業務の執行管理を行われたい。